

第2編

自然・生活環境

安全・安心な快適環境の

まちづくり

第1章 豊かな環境を未来につなぐ

- 2-1-1 豊かな自然環境の保全と活用
- 2-1-2 資源循環型社会形成の推進
- 2-1-3 地球温暖化防止対策と再生可能エネルギーの利活用の推進

第2章 良好、快適な生活環境の形成

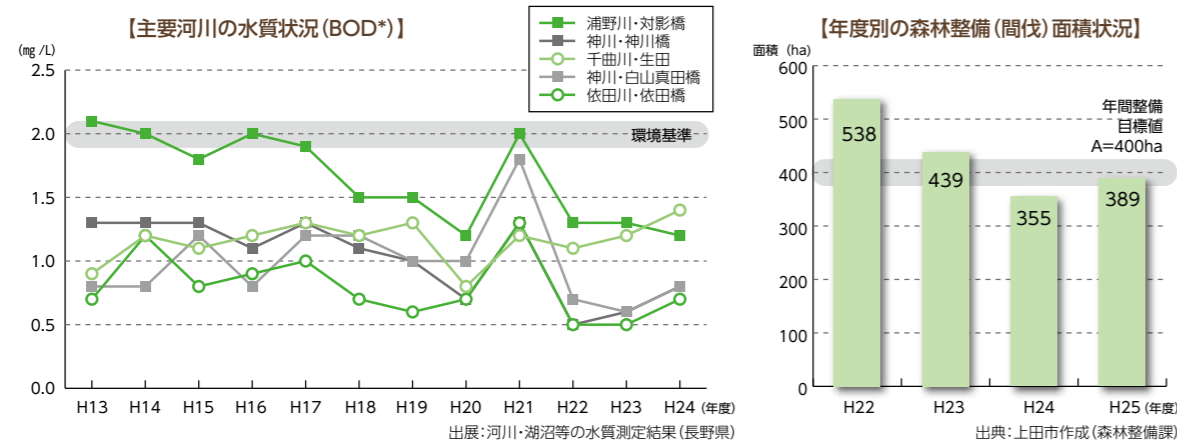
- 2-2-1 賑わいと交流のまちづくりに向けた道路網の整備・促進
- 2-2-2 「乗って残す」「乗って活かす」を基本とした公共交通の活性化
- 2-2-3 安全・安心に暮らせる環境の整備
- 2-2-4 緑豊かな魅力ある都市環境の創出
- 2-2-5 安定した経営による上水道・下水道事業の継続
- 2-2-6 犯罪や交通事故のないまちづくりと消費者被害防止の推進
- 2-2-7 地域防災力の向上と災害対応能力の強化

2-1-1 豊かな自然環境の保全と活用

森林・里山の整備や森林資源の活用を通じ、良好な自然環境の維持・創出を図ります。また、環境保全活動を推進し、豊かな自然環境との共存を目指します。

現状と課題

- 上田地域における固有の在来種を保全するため、特定外来生物に指定されているアレチウリの駆除活動を自治会を中心に行っています。
- 市内を流れる千曲川、神川、依田川、浦野川などの主要河川の水は、農業や水道、養殖などさまざまな用途に利用されています。各河川の水質状況は、概ね環境基準を満たしていますが、一部では、時期によって環境基準を上回ることもあります。
- 木材需要が減少し、価格も低迷する中、森林の荒廃が進んでいます。自然環境の保全、土砂災害防止などの面からも積極的な森林整備が必要です。



達成度をはかる指標・目標値

| 指標の内容 | 基準値 | 計画目標(平成32年度) |
|--------------------------|-------------------|--|
| 主要河川の水質環境基準値達成率(35地点) | 100% (平成25年度) | 100% (計画期間中100%を維持) |
| 一般大気中ダイオキシン類環境基準達成率(5地点) | 100% (平成25年度) | 100% (計画期間中100%を維持) |
| 森林整備面積(市有林及び私有林の間伐実施面積) | 389ha (平成25年度) | 2,000ha (平成28年度～32年度累計) [*目標値 400ha/年] |
| 木質バイオマスエネルギー利用製品導入支援件数 | 6台 (平成25年度) | 35台 (平成28年度～32年度累計) [*目標値 7台/年] |

各主体に期待される主な役割分担

| | |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> 地域ごとにアレチウリ駆除を実施します。 生活排水の適正処理に努めます。 学校や地域の環境保全活動や環境学習活動に積極的に参加します。 木質バイオマスエネルギー利用製品を積極的に利用します。 里山の整備を行います。 |
| 学校 | <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒への環境学習を行います。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止のための施設を設置します。 環境活動を進めている市民活動団体へ積極的に協力します。 社会貢献活動として里山整備に協力します。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> 森林・里山の整備や森林資源の活用を行います。 環境保全活動を推進します。 |

施策の方向性・展開

基本施策1 恵まれた自然との共生、良好な自然環境の創出を進めます

①環境保全活動の推進

- 多様な動植物が見られる自然環境を次の世代へ引き継いでいくために、市内一斉アレチウリ駆除活動を市民(自治会連合会)との協働により実施します。
- 各自治会などで取り組む「ゴミゼロ運動」や環境美化清掃の活動を支援し、地域の環境美化を推進します。
- 市内河川愛護会の活動を支援するとともに、関係団体や行政機関との協働により、県下一斉河川不法投棄パトロールを実施し、きれいな水辺環境を守ります。

②水・空気(大気)環境保全の推進

- 河川の水質汚濁防止を進めるとともに、市内主要27河川*の定期的な監視・測定を行い、結果を広く公表します。
- 東日本大震災による原子力発電所の事故を契機に開始した、空間放射線量の定期的な測定を、市民生活の安心を支えるため、継続して行います。
- 市内の環境騒音を測定するほか、自動車騒音の常時監視、新幹線騒音の測定を行い、環境基準の達成状況を把握します。
- 大気・河川・土壌などのダイオキシン類や特定化学物質などの定期的な測定を行い、汚染状況の把握に努め、結果を公表します。

③森林・里山の整備と森林資源の活用

- 間伐、除伐などの森林整備事業を推進し、水源涵養機能をはじめとした森林の持つ公益的機能の持続的な維持を図ります。
- 守るべき松林を中心に樹幹注入や被害木の伐倒駆除、樹種転換などに取り組み、松くい虫被害の拡大防止と松林の健全化を図ります。
- 松くい虫被害木は、チップ化などの有効利用を図ります。
- ペレットストーブ、薪ストーブ、チップボイラーなどバイオマスエネルギー利用製品の導入を支援します。

④市民の環境学習・実践の場の創出

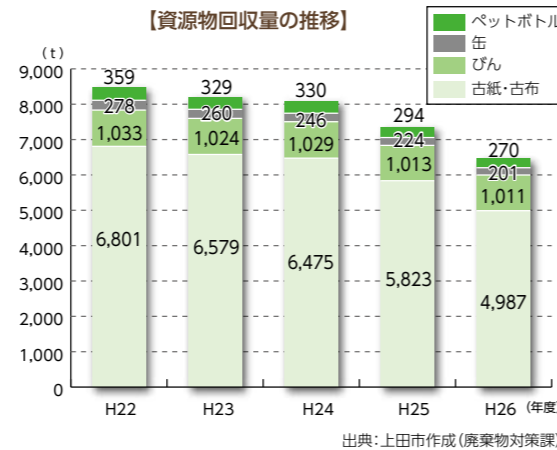
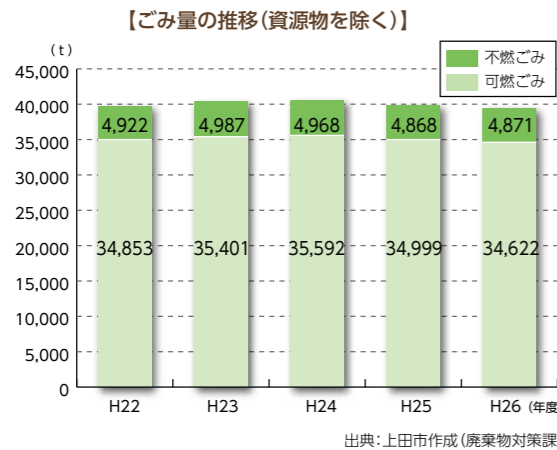
- うえだ環境市民会議と協働し、環境保全に関わる各種市民団体に対する支援や団体の紹介などを行い、環境保全活動の機会創出と情報発信の充実を図ります。
- 植樹祭など環境保全活動を推進します。また、木材の良さやその利用の意義を学ぶ「木育」事業を推進します。
- 「信州 山の日」、「信州 山の月間」などを通じて、県や関係機関と連携し、森林の保全や整備について啓発活動を進めます。

2-1-2 資源循環型社会形成の推進

資源循環型施設の建設と、施設を拠点とした周辺環境の整備を推進します。また、ごみの減量化・再資源化に向けた取組を推進し、資源循環型社会の形成を目指します。

現状と課題

- ごみ処理施設については、恒久的なダイオキシン対策、資源エネルギー回収の向上、財政負担の軽減などの観点から、高度な処理機能を有する施設に集約することが求められています。
- 上田地域広域連合内の3クリーンセンター(上田、丸子、東部)は、焼却炉の老朽化が進んでおり、現在、3クリーンセンターなどを統合した「資源循環型施設(統合クリーンセンター、統合リサイクルプラザ)」の建設が広域連合により計画されています。
- 資源循環型施設の建設にあたっては、施設の必要性や安全性などについて広域連合と地元自治会や関係団体との意見交換・説明・協議を十分に尽くし、合意形成に向けた取組を進める必要があります。
- 資源循環型施設の処理能力は、必要最小限の規模で計画され、また最終処分場の容量も残り少ない状況であることから、広域連合が策定した「ごみ処理広域化計画」の減量化目標値を達成する積極的な取組が必要です。
- 有料指定袋の導入や資源物の分別回収などのごみ減量化施策とともに、ごみ減量アドバイザーによる啓発活動などにより、一層の「ごみの減量化・再資源化」に取り組む必要があります。
- 広域連合し尿処理施設「清浄園」は老朽化による設備更新の検討が急務であるほか、下水道整備が進んだことに伴い、処理量は年々減少しているため、し尿処理事業の見直しが必要です。



達成度をはかる指標・目標値

| 指標の内容 | 基準値 | 計画目標(平成32年度) |
|---|----------------------|---------------|
| ごみ焼却量 (上田地域広域連合の「ごみ処理広域化計画」における上田市の減量目標数値) | 34,622トン (平成26年度) | 平成32年度の減量目標数値 |

各主体に期待される主な役割分担

| | |
|-----|--|
| 市民 | ・ごみの減量化・再資源化に努めます。 |
| 事業者 | ・ごみの減量化・再資源化に努めます。 |
| 行政 | ・資源循環型施設の建設と、施設を拠点とした周辺環境の整備を推進します。 ・ごみの減量化・再資源化に向けた取組を推進します。 |

施策の方向性・展開

基本施策1 環境に配慮した資源循環型施設の建設を推進します

- ① 資源循環型施設の早期建設
 - 資源循環型社会の形成に向け、上田地域広域連合と連携し、資源循環型施設(統合クリーンセンター、統合リサイクルプラザ)の早期建設を目指します。
- ② 資源循環型施設周辺の基盤整備と地域振興
 - 資源循環型施設は、環境に対する負荷低減、発生したエネルギーの循環利用に配慮するとともに、環境教育の拠点形成なども目指します。
 - 市では、施設建設周辺地域の基盤整備や地域振興を図っていきます。

基本施策2 資源循環型社会形成に向け、ごみの減量化・再資源化を推進します

- ① 環境負荷低減への体制づくり
 - 家庭や事業所の廃棄物の排出抑制や適正処理を進めるため、ごみ減量アドバイザーや市民団体による各種講習、リーダー養成講座などの啓発活動を充実していきます。
 - リサイクル活動を体験するリサイクル活動拠点施設を運営し、ごみを減量するための活動を推進していきます。
 - 広域連合及び構成市町村と連携を図り、次期最終処分場の建設を目指すとともに、焼却灰のリサイクルを進め、下室賀最終処分場の延命化を図ります。
- ② 家庭での環境負荷低減への取組の促進
 - 乾燥生ごみなどの持込に応じた交換ポイント制度の仕組みを導入するなど、家庭から排出される生ごみの減量化と資源化を推進するため、市民の生ごみ減量意識の醸成に取り組めます。
 - 家庭から出される廃棄物及び資源物の分別回収を徹底し、より一層の減量化と再資源化を推進します。
 - 家庭や自治会の美化活動から発生する枝木・草・落ち葉の堆肥化やチップ化などの処理を推進します。
 - 上田市レジ袋削減推進連絡会と協働し、マイバッグ持参運動に取り組み、啓発活動を推進します。
- ③ 事業所単位での環境負荷低減への取組の促進
 - 事業所が排出する廃棄物や資源物については、分別回収を促進し、再資源化を進めます。
 - 事業所からクリーンセンターに搬入される廃棄物の内容物点検を実施し、適正な処理を指導するとともに、焼却ごみの削減に努めます。

基本施策3 し尿等の処理に係る公共サービスの質的安定と効率化を図ります

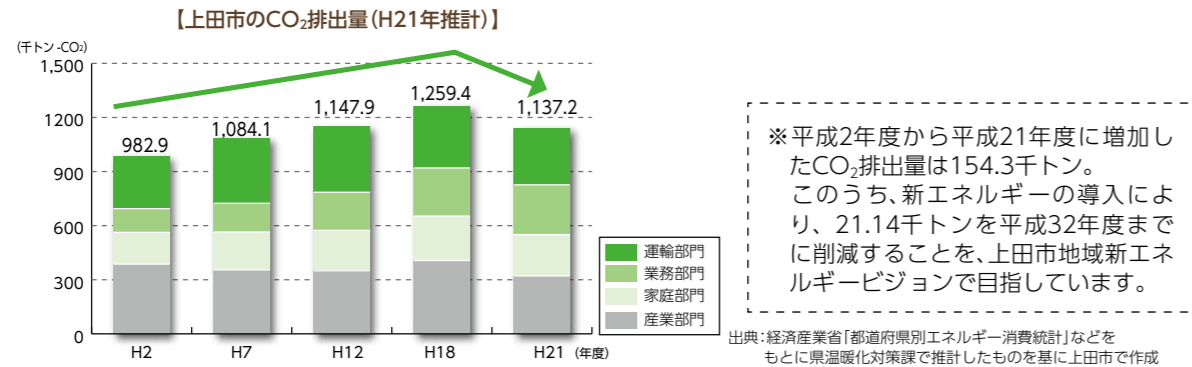
- ① 新し尿処理施設の建設と効率的な管理運営
 - し尿等(し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥、家庭雑排水汚泥)については、近年の量的・質的変動に対応するため、公共下水道施設での一体的な処理を行います。
 - 清浄園に代わる「新し尿処理施設(し尿前処理下水道放流[投入]施設*)」を建設し、効率的な管理運営を行います。

2-1-3 地球温暖化防止対策と再生可能エネルギーの利活用の推進

市民、事業者、市などが温室効果ガスの排出抑制に取り組み、地球温暖化防止を推進します。また、再生可能エネルギーについて情報発信、導入支援を行い、市民や事業者への普及を促進します。

現状と課題

- 豊かな自然環境を後世に残すため、地球温暖化対策は喫緊の課題であり、その原因とされている温室効果ガスの排出抑制に取り組む必要があります。
- 我が国は、石油、石炭、天然ガスなどの燃料のほとんどを輸入に頼っており、燃料調達において根本的な脆弱性を有しています。また、東日本大震災による原子力発電所の事故を契機に、エネルギーの需給問題がクローズアップされ、これまで以上に再生可能エネルギーの必要性が高まっています。
- 再生可能エネルギーは、地域の風土・状況に応じた導入が求められます。上田市は、全国有数の日射量があり、太陽光発電に優位な地域であることから、「上田市地域新エネルギービジョン」に基づき、太陽光発電の導入を中心とした積極的な取組を進めています。
- 温室効果ガスの排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの利用だけでなく、省エネルギーの取組についても積極的に実践していく必要があります。



達成度をはかる指標・目標値

| 指標の内容 | 基準値 | 計画目標(平成32年度) |
|-----------------------------------|--------------------------|--------------|
| 新エネルギーの導入によるCO ₂ 排出削減量 | 12,161トン (平成26年度の現状値) | 21,140トン |
| 家庭用の太陽光発電設備出力累計 | 18,200キロワット (平成26年度) | 30,000キロワット |

各主体に期待される主な役割分担

| | |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> 家庭での省エネ行動に取り組むほか、公共交通や低公害車を活用します。 学校や地域の環境保全活動や学習活動に参加します。 住居などへの太陽光発電、太陽熱利用の設備導入に努めます。 |
| 学校 | <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒への環境学習を行います。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出抑制につながる情報を収集し、その活用に努めます。 職場での省エネ行動に取り組みます。 事業所への新エネルギーを活用した設備導入に努めます。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出抑制に取り組めます。 再生可能エネルギーについて情報発信、導入支援を行います。 |

施策の方向性・展開

基本施策1 温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止対策を推進します

- ①温室効果ガスの排出抑制**
 - 温室効果ガスの排出抑制や低炭素社会*の実現に有効な技術について、情報収集するとともに研究し、市民へ情報提供していきます。
 - 二酸化炭素の排出を減らす家庭での取組を推進します。
 - 第三次エコオフィスうえだ(上田市役所地球温暖化防止実行計画)に基づき地球温暖化防止対策を推進します。
- ②環境負荷低減への取組**
 - 公共交通の利用やハイブリッドカーなどの低公害車の導入等、環境負荷低減の取組について啓発します。
 - 各種環境保全団体との協働による市民への環境啓発活動や児童・生徒への環境教育を推進します。
 - 市域全体を対象とした地球温暖化対策について研究します。
- ③省エネルギーへの取組**
 - 省エネルギー行動を率先的に行うように市民、事業者などへの普及活動に取り組みます。
 - 市民、事業者などの省エネルギー活動を支援するほか、省エネ機器の導入推進を図ります。

基本施策2 太陽光など再生可能エネルギー等の利活用を進めます

- ①再生可能エネルギーの利活用**
 - 「上田市地域新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギー(太陽光、太陽熱、中小水力、バイオマス)の利活用に取り組みます。
 - 新エネルギーの普及にあたっては、市民、事業者、行政が一体となった、多方面からの展開となるよう、市民や事業者との協働、事業化に向けた情報提供、住宅への新エネルギー導入に係る啓発などに取り組みます。
 - 太陽光発電、太陽熱利用について、市民や事業者などへの導入支援に取り組みます。
 - バイオマス利活用の普及について研究を行うとともに、ペレットストーブなどの木質バイオマスエネルギー利用製品の導入を支援します。
 - 公共施設などへの新エネルギー導入を推進します。
 - 河川、農業用水などへの中小水力発電の導入可能性について研究していきます。
- ②新たなクリーンエネルギーの導入**
 - 「エネルギー基本計画」(H26.4閣議決定)では、水素社会*の実現に向けて取組を加速するとしており、次代のクリーンエネルギーとして水素が期待されています。
 - 再生可能エネルギーから水素を製造する方法が普及すれば、水素は究極のクリーンエネルギーになることも可能であるため、今後、燃料としての水素の普及動向を注視し、地域社会への導入について研究します。

2-2-1 賑わいと交流のまちづくりに向けた道路網の整備・促進

地域間を結ぶ幹線道路や生活道路の整備・促進を通じ、日常生活の利便性の向上や地域間の交流を推進します。

現状と課題

- 市の道路網は、依然として慢性的な交通渋滞が見られることから、上田地域30分(サンマル)交通圏*の確立に向け、幹線道路網の整備を早急に進める必要があります。
- 道路幅員が狭いなどの危険な道路が多く、交通の安全確保を図るため、バイパス化を含めた道路整備を進める必要があります。
- 日常生活の利便性を高めるため、生活道路の整備が必要です。
- 広域的な交流を促進するため、松本・佐久連絡道路及び上信自動車道などの地域高規格道路の事業化に向けて取り組む必要があります。

【市道の整備状況】

| | | 平成20年度 | 平成22年度 | 平成24年度 | 平成26年度 |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 市道改良 | 延長 | 940km | 955km | 962km | 970km |
| | 改良率 | 51.9% | 52.5% | 52.8% | 53.1% |
| 市道舗装 | 延長 | 1,457km | 1,480km | 1,490km | 1,515km |
| | 改良率 | 81.1% | 81.9% | 82.3% | 83.6% |

出典：平成26年度市町村道路現況調査

達成度をはかる指標・目標値

| 指標の内容 | 基準値 | 計画目標(平成32年度) |
|--------|---------------------|--------------|
| 市道改良延長 | 970km (平成26年度) | 1,000km |
| 市道舗装延長 | 1,515km (平成26年度) | 1,565km |

各主体に期待される主な役割分担

| | |
|----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国、県道の整備促進について、期成同盟会や対策委員会などを通じて参加・協力します。 ● 生活道路の整備について、自治会要望等を行うとともに、清掃や除雪などに参加・協力します。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域間を結ぶ幹線道路は、国、県に協力し整備・促進を行います。 ● 生活道路は、要望等に基づき整備を進めます。 |

施策の方向性・展開

基本施策1 市内外の交流円滑化のため、道路整備を進めます

① 上田地域30分(サンマル)交通圏構想*の実現

- 高速交通軸や地域間を結ぶ幹線道路へのアクセス道路の整備を積極的に進めます。
- 骨格道路となる環状道路やこれを補完するための道路整備を進めます。

■ 主な路線

国道18号上田バイパス第二期工区、国道143号、国道144号上野バイパス、国道152号バイパス、(主)丸子東部インター線、(主)小諸上田線中吉田バイパス、北天神町古吉町線(主・長野上田線)、中常田新町線(主・小諸上田線)、都市環状道路鈴子バイパス、上田南地区連絡道路、県道大屋停車場田沢線、踏入大屋線、五反田新屋線、上田橋下堀線、依田川左岸道路

② 渋滞緩和などに向けた広域幹線道路網の整備

- 交通量の増加に対応するため、国道18号上田バイパス第二期工区、国道144号上野バイパス、国道152号バイパスなどの早期整備に向けた取組を積極的に行い、渋滞解消や安全確保などを図ります。
- 県道は、市街地と郊外を接続する幹線道路の役割を果たすため、未整備区間の整備を促進するとともに、バイパス化による渋滞の解消を図ります。

③ 日常生活の利便性を高めるための生活道路の整備

- 中心市街地へのアクセス向上を図るため、市道整備を進めます。
- 環状道路や公共施設、観光施設などへのアクセス道路の整備を進めます。
- 生活基盤の向上を目指し、市民に身近な生活道路の整備を進めます。

④ 地域外との交流を促進する道路などの充実

- 広域的な交流を促進するため、松本・佐久連絡道路及び上信自動車道などの地域高規格道路の事業化に向けた取組を進めます。
- 長野県道路公社が管理する有料道路の早期無料化に取り組みます。

⑤ 集落間を結ぶ農林道の整備

- 農林業の振興のため、その基盤となる幹線道路や集落間道路及び生活道路の整備を推進します。



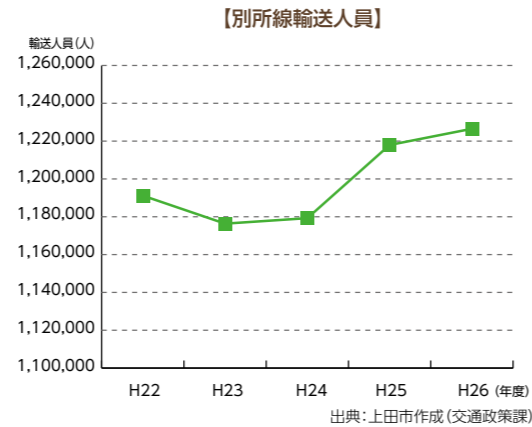
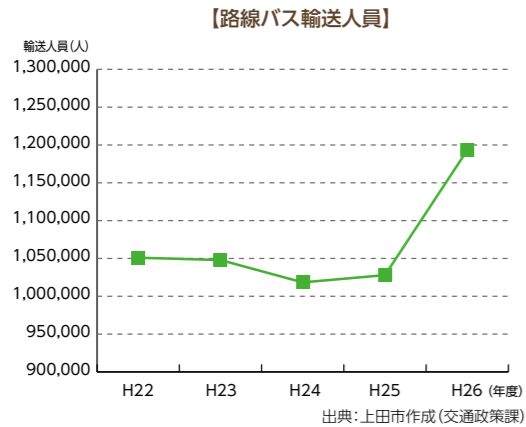
生田トンネル(丸子側)

2-2-2 「乗って残す」「乗って活かす」を基本とした公共交通の活性化

公共交通の確保・維持や市民による積極的な利用の促進を通じ、将来にわたり市民が快適に必要な移動ができるよう、公共交通の活性化を図ります。

現状と課題

- 将来にわたり持続可能な公共交通網の構築に向けて、日常生活に必要な移動手段であるバス路線などの確保・維持を図る必要があります。
- バス路線の確保・維持を目指し、平成25年10月から実証運行を開始した運賃低減バスは、運行開始後の輸送人員が増えつつあり、一定の効果が現れてきていますが、さらなる輸送人員増加に向けて、利便性の向上などに取り組む必要があります。
- 上田電鉄別所線、しなの鉄道は、安定的な運行確保のための安全対策事業及び利用促進事業を今後も継続して実施する必要があります。
- 高齢化社会の進展とともに、日常生活の足として公共交通に対するニーズがますます高まっていくことが予想され、環境負荷の軽減にも大きく寄与する鉄道やバスなど地域の重要な公共交通機関に対し、「乗って残す」「乗って活かす」という住民意識の高揚を図る必要があります。



達成度をはかる指標・目標値

| 指標の内容 | 基準値 | 計画目標(平成32年度) |
|-------------|-------------------|--------------|
| 市内路線バス輸送人員数 | 119万人 (平成26年度) | 150万人 |
| 別所線輸送人員数 | 122万人 (平成26年度) | 123万人 |

各主体に期待される主な役割分担

| | |
|---------|---|
| 市民 | ・ 環境に負荷の少ない公共交通を積極的に利用します。 |
| 地域・事業者 | ・ 公共交通の利用促進に協力します。 ・ エコ通勤の実践や車利用の抑制に努めます。 |
| 公共交通事業者 | ・ サービスの向上による利用促進を図ります。 ・ 経営の効率化を図り、公共交通を維持します。 |
| 行政 | ・ 公共交通の確保・維持を図ります。 ・ 公共交通の利用促進策を推進します。 |

施策の方向性・展開

基本施策1 公共交通の活性化を図ります

- ① 将来にわたり持続可能な公共交通網の確保・維持
 - 市民が快適に、通勤・通学や日常生活に必要な移動ができるよう、既存のバス路線や鉄道を確保・維持するとともに、既存の交通体系を活用し、バス相互やバスと鉄道の連携など、公共交通機関のネットワーク化を図ります。
 - 運賃低減バスについては、実証運行前の1.5倍の輸送人員を目指し、利便性の向上などに取り組むとともに、実証運行期間(3年間)の利用実績を踏まえ、今後の運行のあり方について検討します。
 - 観光客にも利用しやすい、公共交通網の整備を図ります。
- ② 住民一人ひとりの利用促進策の実施
 - 地域にとって大切な移動手段として公共交通機関が利用されるよう、「乗って残す」「乗って活かす」を基本とした利用促進策を市民の参画のもと推進します。
 - バスに関しては、上田市公共交通活性化協議会を中心に、関係機関と連携しながら、路線バス、廃止路線代替バス、まちなか循環バス、循環バス、オレンジバス、デマンド交通、地域自主運行バスなど、地域ごとの特性に基づいた各種バス事業の利用促進を図ります。
 - 上田電鉄別所線及びしなの鉄道に関しては、「別所線再生支援協議会」「しなの鉄道活性化協議会」を中心に、沿線の市民の積極的な参画を求め、関係団体と連携しながら、各種利用促進を図ります。
- ③ 健幸都市の実現に向けた公共交通機関の活用
 - 健幸都市の実現に向け、公共交通機関を利用し、駅やバス停まで歩くことで健康増進を図るなど、健康面からのアプローチを図ります。



上田電鉄別所線

2-2-3 安全・安心に暮らせる環境の整備

人口減少、少子高齢化などの変化の中で、都市基盤の集約と安全・安心な住環境整備により、災害に強く、コンパクトなまちづくりを推進します。

1 現状と課題

- 本市の土地利用にあたっては、それぞれの地域特性を踏まえながら、利便性が高く、永続的に住み続けることができる都市づくりを目指すとともに、地域間格差が生じることがないように配慮しながら快適な都市づくりを進めることが必要です。
- 市街地の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積や充実を図り、利便性の高い拠点集約型都市*を形成するとともに、山林や農地を保全した持続可能な都市づくりが必要です。
- 商業系、工業系用途地域に集合住宅などの混在が進行しているため、用途地域を見直すとともに、無秩序な開発を抑制し、良好な住環境を目指した土地利用の規制・誘導が必要です。
- 土砂災害や風水害、震災などの災害に備え、被害

をできる限り少なくする都市づくりを進める必要があります。

- 道路ネットワークを効果的に整備するため、選択と集中の観点からより必要な部分を検証し、集中投資していく必要があります。また、高齢化社会の進行や環境保全の観点から、歩行者や自転車が安全快適に通行できる交通環境の整備が必要です。
- 老朽化が進んだ市内の多くの橋梁について、今後は長寿命化に向けた維持補修などを行う必要があります。
- 大地震により倒壊の恐れがある既存建築物の耐震化を進める必要があります。さらに、老朽化して危険な空き家などから人命や周辺生活環境を守る対応策が求められています。

【歩道の整備延長の推移】

| | 平成20年度 | 平成22年度 | 平成24年度 | 平成26年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 歩道延長 | 148.8km | 159.0km | 162.2km | 165.8km |

出典：【歩道の整備延長の推移】平成26年度市町村道路現況調査

【橋梁の経過年数】(平成26年度)

| | 30年未満 | 30年以上40年未満 | 40年以上50年未満 | 50年以上 | 合計 |
|-----|-------|------------|------------|-------|------|
| 橋梁数 | 77橋 | 70橋 | 89橋 | 48橋 | 284橋 |

【橋梁の経過年数】橋梁調査

上田市内の全橋梁1,056橋のうち、橋長が15m以上の橋梁176橋、点検により損傷が確認された橋梁92橋、その他緊急輸送路に位置する橋梁7橋、通行止めにより孤立集落の発生が予想される橋梁9橋、合計284橋の状況です。

達成度をはかる指標・目標値

| 指標の内容 | 基準値 | 計画目標(平成32年度) |
|-----------------|-------------------|--------------|
| 都市計画道路の用途地域内整備率 | 43.3% (平成26年度) | 51% |
| 歩道の整備延長 | 166km (平成26年度) | 180km |
| 橋梁長寿命化修繕工事の橋梁数 | 2橋 (平成26年度) | 20橋 |

各主体に期待される主な役割分担

| | |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりについてともに考え、事業推進に協力します。 ・公共交通を積極的に利用します。 ・既存住宅の耐震化と適正な維持管理に努めます。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりについてともに考え、事業推進に協力します。 ・既存事務所などの耐震化と適正な維持管理に努めます。 ・開発事業条例に基づき、開発事業を行います。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤の集約と安全・安心な住環境整備を行います。 |

施策の方向性・展開

基本施策1 計画的な土地利用を推進します

①国土利用計画の推進

- 地域が持つ個性や資源を尊重した「国土利用計画 第二次上田市計画」に基づき、都市、農村、森林の各地域区分における秩序ある土地利用を総合的かつ計画的に推進します。

②都市計画マスタープランの推進

- 「上田市都市計画マスタープラン」に基づき、将来の都市構造に合わせた市街地の設定を行い、周辺の環境と調和した土地利用を図ります。

③地籍調査の推進

- 土地の未登記解消や課税の適正化を図るとともに、地図情報システム(GIS)においてさまざまな行政分野での活用を図ります。

基本施策2 拠点集約型都市構造による持続可能な都市づくりを進めます

①コンパクトなまちづくりの推進

- 国土利用計画及び都市計画マスタープランなどに基づき、中心市街地や各地域自治センターを中心とした拠点集約型の都市づくりのための計画を策定します。
- 歩いて暮らせる健康都市づくりのため、各拠点を公共交通などで連携したネットワークの充実を図ります。

②都市計画道路の見直しの実施

- 都市計画道路の見直し計画に基づき、必要性や実現性の乏しい路線については、計画の廃止手続きを進めます。
- 都市計画道路整備計画の透明性や客観性を確保するため、都市計画道路整備プログラムに基づき、優先度の高い都市計画道路から整備を進めます。

③開発事業への適切な指導

- 宅地開発事業者に対し、開発事業条例に即した指導を行い、無秩序な市街地の拡散を抑制し、適切な居住エリアでの開発を誘導します。

基本施策3 安全で快適な交通環境と災害に強い都市環境の整備を推進します

①安全で快適な歩行空間の整備

- 歩道や自転車道の整備を進め、用地取得が困難な箇所は、グリーンベルト*の整備を進めます。
- 道路の無電柱化を進め、災害時の電柱倒壊などのリスクを低減し、ライフラインや緊急輸送路の確保を図ります。

基本施策4 安全・安心な住環境整備などを推進します

①道路などの長寿命化の推進

- 橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、既存橋梁の維持補修事業を進めるとともに、舗装や各施設の修繕事業を進めます。

②災害に強いまちづくりの推進

- 豪雨対策のため、市街地及び周辺住宅地を流下する矢出沢川、神科台排水路などの河川・排水路の整備を進めます。
- 土砂災害警戒区域などの指定を進め、砂防えん堤などの整備を促進します。

③既存建築物(住宅など)の耐震化の促進

- 地震災害から市民の生命、財産を守るため、上田市耐震改修促進計画に基づき、耐震性が確保されていない既存建築物の耐震化を進めます。

④ 老朽化した危険な空き家などの適正な管理

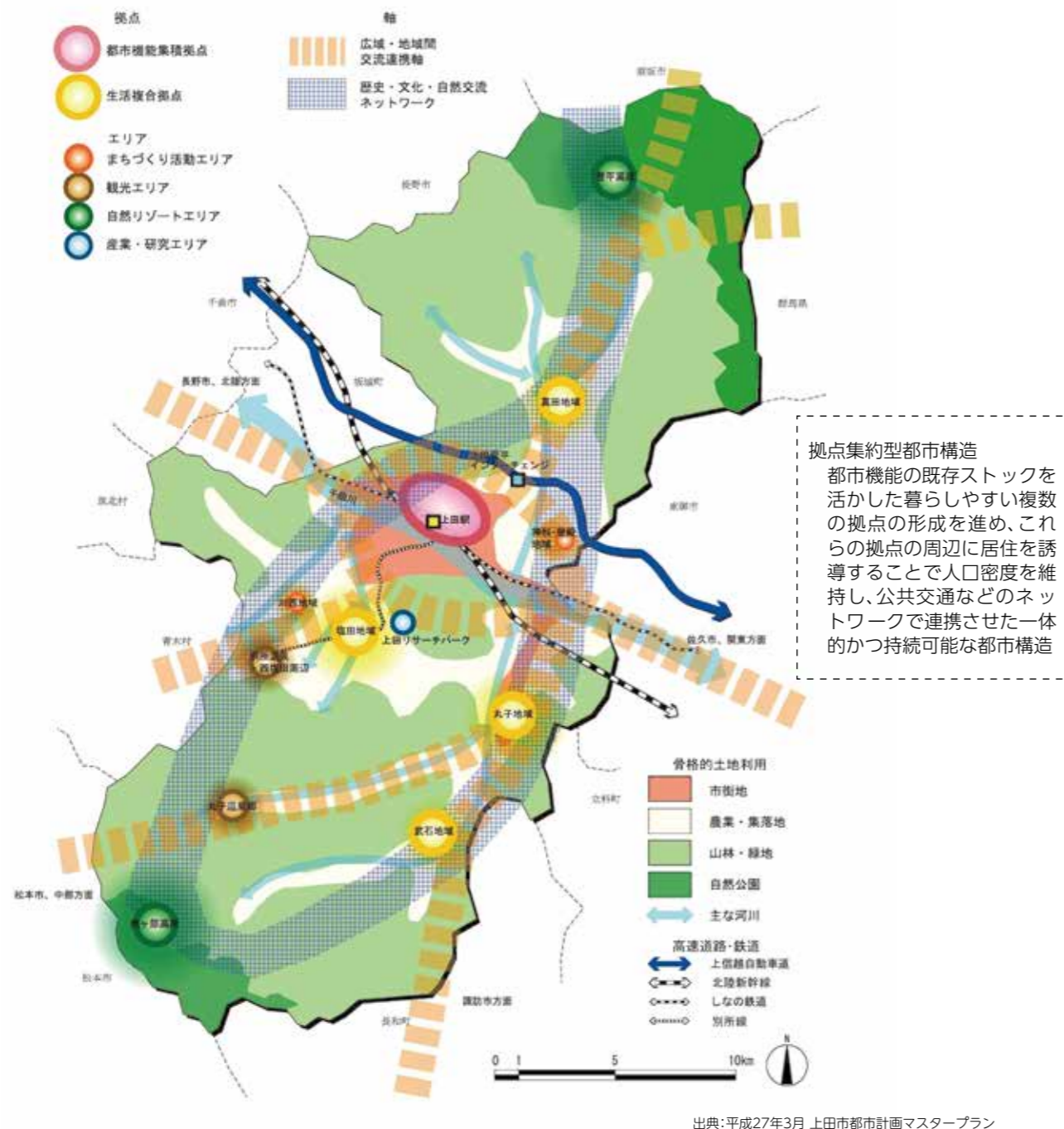
- 人命や地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがある空き家などの所有者に対して、適正な維持管理に努めるよう、適時適切に助言・指導を行います。
- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家等の実態把握や協議会の設置、空き家等対策計画の作成を行い、老朽化した危険な空き家等の対応策を進めます。

基本施策5 誰もが安定した居住ができる住まいづくりを推進します

① 安定した居住ができる公営住宅の整備と適切な管理運営

- 市営住宅などの活用計画に基づき、適切な管理運営を推進します。
- 市営住宅などの計画的改善や経常的な修繕を実施し、長寿命化を推進します。
- 地域的、社会的ニーズに応じた市営住宅などの適正な供給を図り、住宅困窮者を支える住まいづくりを推進します。

【参考：上田市の将来都市構造】

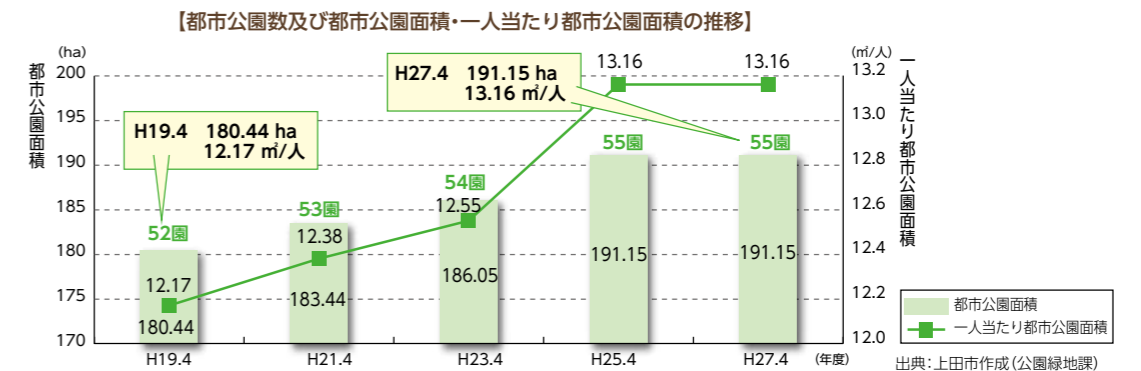


2-2-4 緑豊かな魅力ある都市環境の創出

景観に関する市民意識の高揚と地域の個性を生かした良好な景観形成を図ります。また、地域のニーズや特性を生かした魅力ある公園や広場の整備を進めます。

現状と課題

- 各地域の特色を生かした新たな景観を創出し、美しく魅力あるまちづくりを進め、次世代に引き継いでいくことが必要です。
- 快適で心の豊かさを実感できる都市環境を形成していくために、身近な緑を増やす取組をはじめ、魅力ある公園や憩いの場を創出していくことが求められています。
- 少子高齢化が急速に進む社会情勢の中、地域ニーズに合った特色ある公園緑地の整備を推進する必要があります。また、老朽化が進行している遊具、あずまや、トイレなどの公園施設について、利用者への安全対策が課題となっています。
- 市街地近郊の斜面樹林は、生活環境の変化により手入れがされなくなったため、荒廃が進み、良質な緑が年々減少しています。自然環境、景観の保全及び土砂災害防止などの面から継続的な保全対策が必要となっています。
- 老朽化した街路樹は、倒木の危険や歩道の根上り、街灯・標識の視認性の低下、病害虫の発生など、安全や景観、維持管理面でさまざまな支障となっています。



達成度をはかる指標・目標値

| 指標の内容 | 基準値 | 計画目標（平成32年度） |
|-------------------------|-------------------|--------------|
| 景観づくり協定及び景観づくり市民団体の認定件数 | 11件 (平成26年度) | 14件 |
| 都市公園数 | 55箇所 (平成26年度) | 56箇所 |
| 公園施設を改築・更新する都市公園数 | 0箇所 (平成26年度) | 10箇所 |
| 公園・緑地の整備に対する市民満足度 | 34.2% (平成26年度) | 50% |

各主体に期待される主な役割分担

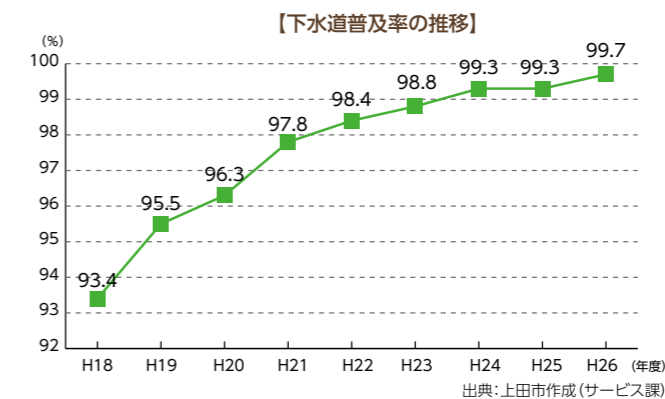
| | |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公園整備にあたり、計画段階のワークショップ等に参加します。 ● 景観に対する意識を高めます。 ● 公園、街路樹、緑地の維持保全活動に参加します。 ● 花と緑あふれるまちづくりに参加します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 景観形成基準を遵守し、緑地の創出に努めるなど良好な景観形成に取り組みます。 ● 秩序ある屋外広告物を掲出します。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 景観への意識啓発や、景観向上に向けた取組への支援などを行います。 ● 魅力ある公園緑地を整備します。 ● 秩序ある屋外広告物の誘導を行います。 |

2-2-5 安定した経営による上水道・下水道事業の継続

上下水道事業の効率的な運営を図り、持続可能な事業経営を行います。上下水道技術を継承し、災害発生時の応急活動体制を整え、今後も安定した上下水道サービスの提供に努めます。

現状と課題

- 給水人口の減少や大口需要の低迷及び節水機器の普及などにより料金収入が減少する一方で、上下水道施設の更新・修繕による投資額の増加が見込まれることから、適正な料金による収支バランスのとれた健全な事業経営を行う必要があります。
- 上下水道施設の更新などに際しては、中期的な財政推計とアセットマネジメント*及び長寿命化計画などを踏まえて事業を推進していく必要があります。
- 熟練者の退職などで、技術力の確保が難しくなっており、上下水道技術者の育成及び技術の継承が課題となっています。
- 大規模地震災害などに備え、緊急時の生活用水の確保や防災拠点、二次救急に対応する医療機関への給水が可能となるよう水道施設の耐震化を進めるとともに、災害時の応急活動体制の整備など、ソフト面での対応も必要です。
- 水道原水中の病原生物や汚染物質に対する水質監視の強化や、昨今の突発的な豪雨や濁水などに対応した、安定的な水道水源の保全が必要です。
- 下水道普及率*は、99.7%（平成26年度末）となりましたが、引き続き未整備箇所の解消を早期に図っていく必要があります。
- 下水道施設から発生する汚泥や消化ガスなどの有効利用を継続し、環境負荷の少ない施設の運転管理を行っていく必要があります。



達成度をはかる指標・目標値

| 指標の内容 | 基準値 | 計画目標（平成32年度） |
|-------------|-------------------|--------------|
| 上水道有収率* | 84.1% （平成26年度） | 90% |
| 公共下水道未整備箇所数 | 62箇所 （平成26年度） | 0箇所 |

各主体に期待される主な役割分担

| | |
|-----|---|
| 市民 | ・下水道事業の未整備箇所解消に協力します。 |
| 事業者 | ・料金徴収業務など受託事業者は、滞納を未然に防ぐ対策と滞納整理を徹底します。 ・災害応援協定に基づく事業者は、災害時の復旧活動を積極的に支援します。 |
| 行政 | ・上下水道事業の効率的な運営を図り、持続可能な事業経営を目指します。 ・上下水道技術の継承や災害発生時の応急活動体制の整備などを行います。 |

施策の方向性・展開

基本施策1 地域の個性を生かした良好な景観形成を促進します

①景観に関する意識啓発

- 優れた景観形成に寄与している個人又は団体への表彰や、景観ウォッチング・景観100選・写真展などの実施を通して、市民の景観意識の高揚を図ります。
- 小中学校などの学校教育のほか、市民や事業者を対象とした生涯学習や景観に関する講演会、シンポジウムの開催を通じ、多様な世代における景観学習を推進します。

②市民による景観づくりの促進

- 上田市景観条例に基づき「景観づくり協定」締結を推進します。
- 景観づくり市民団体など良好な景観形成に資する市民のさまざまな活動に対して、景観アドバイザーの派遣や生垣の設置助成など住環境の景観向上を図ります。
- 「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」に対する支援を進め、道路愛護意識の高揚、道路景観の向上及び地域住民の交流促進を図ります。
- 歴史的な街並みの保全につながる住宅などの修理修景に対し、指導、助言のほか、補助などを検討し、市民による景観づくりを推進します。

③上田市景観計画の充実

- 良好な自然環境や歴史的景観を有している地区など、対象地区の住民などと協議を重ねて将来像を共有した上で「景観形成重点地区」の指定を目指します。
- 上田市の歴史・文化を背景とした歴史的景観を維持するため、計画的に歴史的な街並みの保全・向上を図ります。
- 「上田市景観デザインガイドライン」を活用し、良好な景観の形成を推進します。

基本施策2 秩序ある屋外広告物の掲出に向けた誘導を図ります

①上田市屋外広告物条例の制定

- 「長野県屋外広告物条例」を運用し、良好な景観形成に資する方針に基づき、屋外広告物の適切な誘導を行います。
- 秩序ある屋外広告物の掲出の誘導を図るため、「上田市屋外広告物条例」の制定を目指します。

基本施策3 公園緑地の整備を推進します

①都市緑化の推進

- 上田市緑の基本計画に基づき、市民、事業者との役割分担・連携のもとで、公共施設や民有地の都市緑化を推進します。
- 市街地近郊の貴重な斜面樹林について、市民協働で保全を図ります。
- 安全に配慮し、老木化した街路樹の計画的な樹種転換を進めます。
- まちなかに地域住民が主体となった、花と緑あふれる環境整備を推進します。

②安全で良好な公園緑地の整備

- 都市公園のバリアフリー化や子育て中の親子が安心して遊べる身近な公園など、多様な市民のニーズに対応した安全で魅力ある公園の整備を進めます。
- 公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化が進行している公園施設の計画的な改築・更新を進めます。

施策の方向性・展開

基本施策1 健全経営による持続可能な事業運営を推進します

①事業の効率化と民間との連携

- 上下水道事業の効率的な経営や民間との連携により経費の節減に努めるとともに、収納率の向上を図り、収入を確保します。

②財政推計を踏まえた計画的な事業運営の推進

- アセットマネジメント及び長寿命化計画などと整合を図り、将来需要を見据えた施設の再構築などを検討し、支出に見合った収入を確保できるよう適正な料金設定を行います。

基本施策2 上下水道技術の継承と危機管理体制の充実を図ります

①上下水道技術の継承

- 上下水道技術を確保し、継承していくための方策をとりながら、職員の資格取得や外部研修などの受講を奨励して、人材の育成を図ります。

②危機管理体制の充実

- 各種の災害に備え、危機管理マニュアルを適時に点検するとともに、災害対応訓練を定期的実施して職員の危機管理対応能力の向上を図ります。
- 大規模地震の発生時などに備えて、基幹施設や主要管路の耐震化事業を引き続き進めます。
- BCP*を策定し、大規模災害発生時における上下水道施設の早期復旧を図ります。また、市内関係事業者や関係機関との災害時における協力体制を充実します。

基本施策3 きれいで安全な水を供給する上水道事業をより一層推進します

①安全・安心な水供給の確保

- 水質監視体制の強化など浄水施設の適正な維持管理に努めます。
- 上水道事業・簡易水道事業の統合や給水区域の見直し、各給水区域からのバックアップ体制を含めた新水道ビジョン（新水道基本計画）を策定し、水源及び給配水施設の整備、老朽施設の更新を計画的に進めます。

基本施策4 良好な生活環境と河川などの水質を保全します

①下水道施設の適切な維持管理と更新

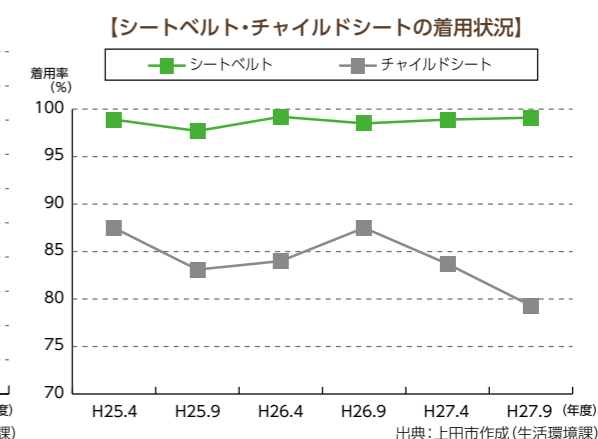
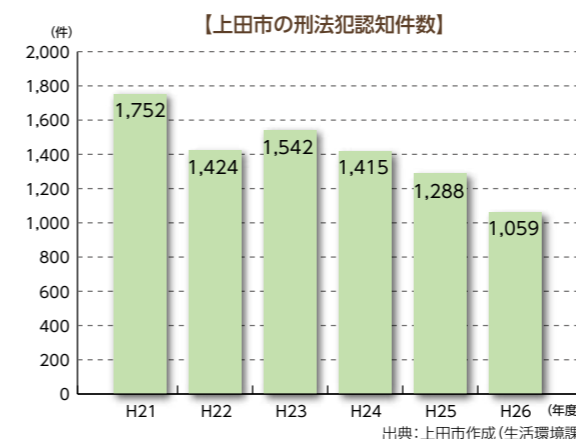
- 人口減少や節水型社会への移行に伴い、汚水量が減少し、処理能力に余裕が生じていることから、農業集落排水と公共下水道又は農業集落排水同士を統合して、処理能力の活用を図ります。
- 統合が困難な農業集落排水施設については、長寿命化計画を策定し、適切な施設管理を行います。
- 下水道管が未整備となっている箇所を早期解消と、整備完了後も下水道を使用しない家屋などの水洗化を促進します。
- 地球温暖化防止と省エネルギー対策のため、汚泥処理過程で発生する消化ガスの有効利用や、汚泥の再資源化など下水道資源の利活用を継続して進めます。

2-2-6 犯罪や交通事故のないまちづくりと消費者被害防止の推進

広報啓発活動などを通じ、防犯や交通安全意識の高揚を図り、犯罪や交通事故の無いまちづくりを推進します。また、巧妙化する特殊詐欺などの被害防止に取り組み、安全な消費生活の実現に努めます。

現状と課題

- 誰もが住み良い、安全・安心なまちをつくるために、各地区・自治会ごとの防犯活動の強化とともに、防犯指導員活動の活性化を図る必要があります。
- 巧妙化する特殊詐欺や悪質商法から高齢者などを守るため、地域をあげた継続的な啓発活動が必要です。
- 交通事故を防止するため、幼児・児童・生徒・高齢者の交通安全意識の高揚を図る必要があります。
- 交通事故でのシートベルト非着用者の致死率が高いことから、全席シートベルト、チャイルドシート着用の徹底を図る必要があります。



達成度をはかる指標・目標値

| 指標の内容 | 基準値 | 計画目標（平成32年度） |
|------------------|-------------------|--------------|
| 地区防犯協会を設立している地区数 | 7地区 （平成26年度） | 10地区 |
| シートベルト着用率 | 98.5% （平成26年度） | 99%以上 |

各主体に期待される主な役割分担

| | |
|-------------|--|
| 市民・保護者 | ・交通安全意識の高揚に努めます。 |
| 交通指導員・防犯指導員 | ・交通安全教室や防犯パトロールを行うほか、防犯研修会に参加します。 |
| 自治会 | ・防犯灯の維持管理を行います。 |
| 学校 | ・児童・生徒への交通安全教育を行います。 |
| 行政 | ・広報啓発活動などを通じ、防犯や交通安全意識の高揚を図ります。 ・巧妙化する特殊詐欺などの被害防止に取り組み、安全な消費生活の実現に努めます。 |

施策の方向性・展開

基本施策1 防犯意識の高揚を図り、犯罪のないまちづくりを推進します

①防犯意識の高揚と注意喚起の迅速化

- 関係機関、団体と連携した防犯パトロールと街頭啓発活動を実施するとともに、地区防犯指導員などの防犯ボランティアへの支援を通じ、防犯活動を展開します。
- 事件の発生や不審者の出没などの情報を、関係機関と連携し、迅速に広報啓発活動へ展開できるよう、情報と防犯活動の有機的な連携を図ります。

②地域における安全活動の推進

- 防犯指導員を中心とした防犯診断・防犯パトロール活動への支援を行うとともに、地区防犯協会や自治会単位での防犯研修会などの活動を支援し、地域防犯意識の醸成を図ります。
- 地域の安全確保と犯罪防止を図るため、自治会の防犯灯設置を支援します。
- 少年の健全育成と安全で安心な地域社会の実現を図るため、関係機関・団体と協働して駅前パトロール、夏まつりパトロールなどを継続して実施します。

基本施策2 特殊詐欺や悪質商法などによる消費者の被害防止に取り組みます

①消費者被害防止に向けた消費者の意識啓発の推進

- 警察、行政機関などと連携した街頭啓発活動、特殊詐欺や悪質商法などの被害防止のための防犯研修会や出前講座を開催するとともに、消費者被害防止に向けた広報・啓発活動に取り組みます。
- 高齢者を犯罪から守るため、関係機関が連携・協力して注意を呼びかけ、被害防止を図ります。

②相談体制の充実

- 巧妙化する特殊詐欺や悪質商法などの消費者被害を防ぎ、安全な消費生活を実現するため、上田市消費生活センターの相談業務などの機能を強化します。

基本施策3 交通安全対策を推進し、交通事故のない安全な社会を目指します

①子どもと高齢者の交通安全対策の推進

- 子どもや高齢者を対象とした交通安全教室を積極的に開催し、交通安全意識の高揚を図ります。
- 警察、交通安全協会などと連携し「高齢者交通安全モデル地区」における交通安全活動を展開します。

②関係機関との連携による効果的な交通安全運動の推進

- シートベルト及びチャイルドシートの着用率向上のため、交通指導員などによる継続的な街頭指導活動を行うとともに、親子交通安全教室を通じ保護者などへの啓発を行います。
- 県、警察などの関係機関と連携した「シートベルトパーフェクト作戦」を展開し、着用促進を図るほか、住民要望や事故の発生実態に応じた効果的な交通安全施設の整備を進めます。
- 重大な交通事故は、関係者による現地診断を実施し、その後の交通安全対策に反映します。

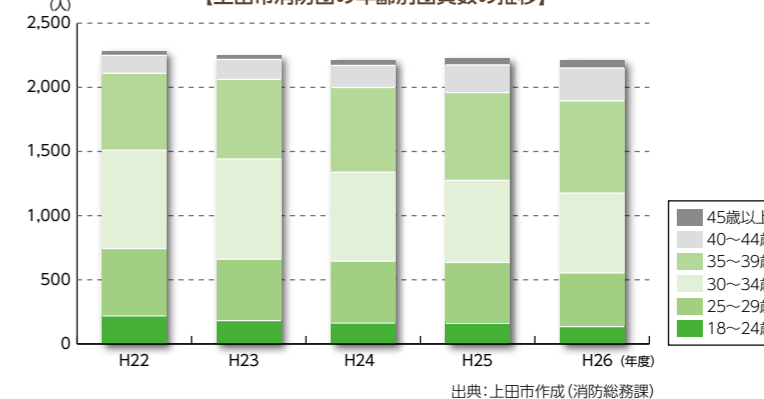
2-2-7 地域防災力の向上と災害対応能力の強化

地域防災力の向上を図るため、地域防災の中核である消防団の強化を図ります。また、市民の防災意識を高めるとともに、関係機関などと連携し、災害対応能力の強化を図ります。

現状と課題

- 少子高齢化の進展に伴い、消防団員の確保・維持が今後更に困難になると予想されます。消防団員の被雇用者割合は8割以上になり消防団の活動に対する事業主の理解と協力が不可欠です。また、居住地と勤務地が遠く離れ、昼間の出勤人員の確保に支障をきたすことが考えられます。
- 大規模災害時の消防水利や被災住民の生活用水を確保するための耐震性防火水槽を消防水利の基準に基づき計画的に整備する必要があります。
- 地域の防災拠点としての機能が十分に発揮されるよう、老朽化した消防庁舎の改築などの検討を進める必要があります。
- 局地的な集中豪雨や土砂災害が全国各地で多発し、災害が激甚化していますが、ゲリラ豪雨や土砂災害の発生はその予測が難しく、避難勧告などが間に合わない事例もあり、その対策が課題となっています。
- 自主防災組織のリーダーを自治会長が兼務していることが多く任期も短いため、継続的な組織体制の整備が課題となっています。
- 東日本大震災や最近の大規模災害の事例を教訓に、危機感をもって今後の防災・減災対策に取り組んでいくことが重要です。

【上田市消防団の年齢別団員数の推移】



達成度をはかる指標・目標値

| 指標の内容 | 基準値 | 計画目標(平成32年度) |
|--------------------|-----------------|--------------|
| 消防団員の充足率(実員数/条例定数) | 97% (平成26年度) | 99% |
| 自主防災組織の防災訓練等実施率 | 48% (平成26年度) | 70% |

各主体に期待される主な役割分担

| | |
|--------------|--|
| 市民 | ・自分や家族の命を守る行動が取れるよう防災に対する知識を深めるとともに、防災訓練や消防団活動に積極的に参加するなど、自ら災害に備えます。 |
| 自主防災組織 | ・防災用資器材の整備や自主的又は市と連携して防災訓練を実施するなど、防災対策活動に主体的に取り組めます。 |
| 自治会・事業者・店舗など | ・消防団員を地域ぐるみで応援し、消防団への入団や活動に積極的な協力をするとともに、災害時の復旧活動を支援します。 |
| 学校 | ・児童・生徒への防災学習を行い、災害に対する意識と理解を深めます。 |
| 行政 | ・関係機関などとの連携を推進し、災害対応能力の強化を図ります。 |

施策の方向性・展開

基本施策1 地域防災の中核である消防団の強化に取り組み、地域防災力の向上を図ります

①消防団員の定数確保に向けた普及・啓発

- 広報紙などにより住民に消防団活動への理解を促し、消防団協力事業所の拡大や事業主に対する協力依頼を継続的に行い、消防団活動に参加しやすい環境をつくります。
- 自治会、事業所等での防火・救急講習などにおいて、「自らの地域は自ら守る」という意識啓発を図り、消防団員を確保します。
- 消防団サポート事業*を進め、団員を地域ぐるみで応援し、士気を高め、新規入団の確保につなげます。

②消防団装備などの充実

- 各地域の実情に即した計画的な車両の再配置を行うとともに、更新計画に沿った整備を行い、消防団の災害出動体制と災害対応能力の強化を図ります。
- 国で定める消防団の装備の基準を踏まえ、装備を充実し消防団員の安全確保を図るとともに教育訓練を充実します。

基本施策2 消防水利の充実と常備消防力の強化を図ります

①耐震性防火水槽の整備

- 老朽化した40m³防火水槽の耐震性防火水槽への更新又は必要に応じた新たな設置により、消防水利の充実強化を図ります。

②常備消防の充実強化

- 複雑化し大規模化する災害に対応した広域消防体制を整備し、常備消防力の充実強化を図ります。

基本施策3 市民の防災意識の高揚と関係機関との連携を推進し、防災体制の強化を図ります

①「自助」「共助」を主体とした地域防災力の向上

- 市民の災害に対する理解を深め、いざという時に自らの判断で避難などの的確な行動や迅速な対応が取れるよう、防災・減災意識の醸成と地域の連帯意識の高揚を図ります。
- 中長期的なリーダーを選任できる自主防災組織づくりや、女性防災リーダーの育成などを推進し、継続的・計画的に活動できる組織体制の整備と活性化を図ります。
- 自主防災組織における防災用資器材の整備や防災・減災に向けた主体的な活動を支援します。
- 災害対応能力の向上を図るため、自主防災組織や各種団体とも連携し、高齢者や障がい者など多様な市民が参加する、さまざまな災害を想定した実効性・有効性のある防災訓練を実施します。

②災害対応能力の向上と危機管理体制の強化

- 国、県の動向や時代の変化を踏まえ、最新の知見や市民意見を取り入れながら、地域防災計画の見直しと充実を図ります。
- 災害時における初動対応や応急対策が迅速に取れるよう、地域防災計画との整合を図りながら、実効性のあるマニュアルの作成や危機管理体制の強化と整備を進めます。
- 大規模災害などに備え、他自治体との広域的な連携、民間企業などとの連携強化を図ります。
- 既存の情報伝達手段を可能な限り有効活用しながら、ICT基盤の整備を進め、災害時における情報伝達の多様化・多重化を図ります。
- 災害時に必要な防災用資器材の計画的な備蓄を図ります。